

京浜臨海部においてドローンを飛行させるまでの手続きフロー図

京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議「ドローン飛行計画書検討ワーキンググループ作成(R4.3.17)」

事業所内でドローンを設備点検のために飛行させたい。

安全に飛行させるための飛行計画書を作成しましょう。
はじめに次のA~Cについて確認・検討をしてください。

A 「飛行エリア」の検討及び許可申請等の必要性の確認

※
・危険箇所又は可燃性ガス等の滞留箇所の場合は飛行できません。(設備開放時等を除く)
・第2類危険箇所(ゾーン2)の場合は飛行できません。(設備開放時等を除く)
☆ プラント内の飛行エリアの確認・検討にあたっては「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」(石油コンビナート等災害防止三省連絡会議作成)をご確認ください。

消防法・高圧ガス保安法関係

飛行禁止(※)

飛行エリアに次のエリアが含まれるか。
・危険箇所又は可燃性ガス等の滞留箇所
・第2類危険箇所(ゾーン2)
(手続き概要1)

1 羽田空港の制限表面区域内に該当するか。
(手続き概要2)
★ 必ず飛行可能な高度をご確認ください。

2 人口集中地区(DID)に該当するか
(手続き概要3)
★ 必ずご確認ください。

3 150m以上の上空に該当するか
(手続き概要4)

【YESの場合】
上記の1~3は、原則、飛行禁止空域です。
飛行させる場合は国土交通大臣の許可が必要となります。
1は東京空港事務所に申請
2は東京航空局に申請
3は空域を管轄する管制機関との事前調整の上、東京空港事務所に申請

B 「飛行方法」の検討及び許可申請等の必要性の確認

4 次の飛行方法に該当するか
① 夜間飛行、② 目視外飛行、
③ 「人」又は「物件」との距離が30m未満の飛行
※ その他、催し場所、危険物輸送、物件投下等
(手続き概要5)

4の①~③は、国土交通省航空局の「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(2)飛行の方法で示されたルールとは異なる飛行方法です。
飛行させる場合は、安全措置をしたうえで、国土交通大臣の承認が必要となります。
東京航空局に申請

C 飛行計画書に記載すべき項目の確認・検討(※)

※ 確認・検討にあたっては「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」(石油コンビナート等災害防止三省連絡会議作成)をご確認ください。

・飛行目的、計画・リスク分析

※ 作成にあたっては『「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」に基づく飛行計画書(例)』(県消防保安課作成)が参考になります。

飛行計画書の作成(※)

社内での飛行計画書の審査

社内での飛行計画承認

(※ 留意事項1)
ドローン情報基盤システム「DIPS」について
・国土交通省では、ドローン情報基盤システムによるオンライン申請を推奨しています。
・ドローン情報基盤システム(DIPS)利用のお願い
<https://www.mlit.go.jp/common/001417690.pdf>
・DIPS申請の手引き~セルフチェックを行いましょう~ ← オンライン申請前に必読!

(※ 留意事項2)
無人航空機の飛行許可承認手続について
(包括申請)
同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することが可能です。
(許可等の期間)
許可等の期間は原則として3ヶ月以内としますが、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかでない場合には1年を限度として許可等を行います。ただし、人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行、催し場所の上空における飛行は除く。(国土交通省ホームページより引用)

(※ 留意事項3)
許可に際しては、次のことについて航空局の審査基準を満たすことが求められます。
・無人航空機の機能・性能など
・無人航空機を飛行させる者の技量

(※ 留意事項4)
航空法の改正により、2022年6月以降、無人航空機の登録が義務化されるため、自社でドローンとパイロットを所管する場合は、別途手続きが必要となります。

(※ 留意事項5)
・飛行期間の更新を理由に新たに国土交通省から許可を受けた場合、従前、所轄消防署が内容を確認し、県消防保安課に情報提供した飛行方法や内容から変更がない場合は、飛行計画書の提出を省略できるものとします。
・但し、予防規程において予め定めた飛行方法と異なる場合は、改めて飛行計画書を所轄消防署に提出し、県消防保安課への情報提供も行ってください。

・『予防規程』(予防規程付属の関連文書含む)に、『ドローン活用に係る社内規程』が整備(国交省無人航空機飛行マニュアル、プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等に準拠)されている前提であれば、飛行の都度の、消防署への事前確認・連絡は不要です。
・また、上記の場合に、東京空港事務所などに再度申請が必要かどうかは、無人航空機ヘルプデスクにお問い合わせください。

飛行計画書に、上記1~4の国土交通大臣の許可・承認が必要な飛行エリア、飛行方法が含まれているか。

ドローン情報基盤システム「DIPS」で申請
(※留意事項1~4参照)

国土交通大臣の許可・承認

稼働中・貯蔵中の高圧ガス施設、危険物施設に係る点検に使用するか。
(各施設への落下危険ある場合含む)
(手続き概要6)

消防法予防規程に飛行計画書などドローン利用に関する定めがなされているか。
YES ※ 留意事項5参照

飛行計画書を所轄消防署に提出
(手続き概要6)

所轄消防署確認

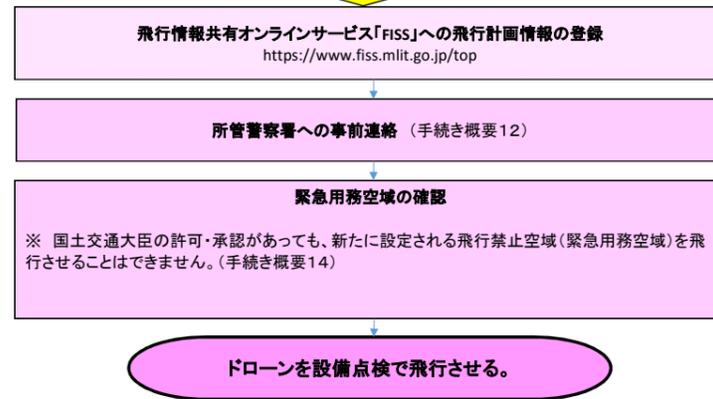
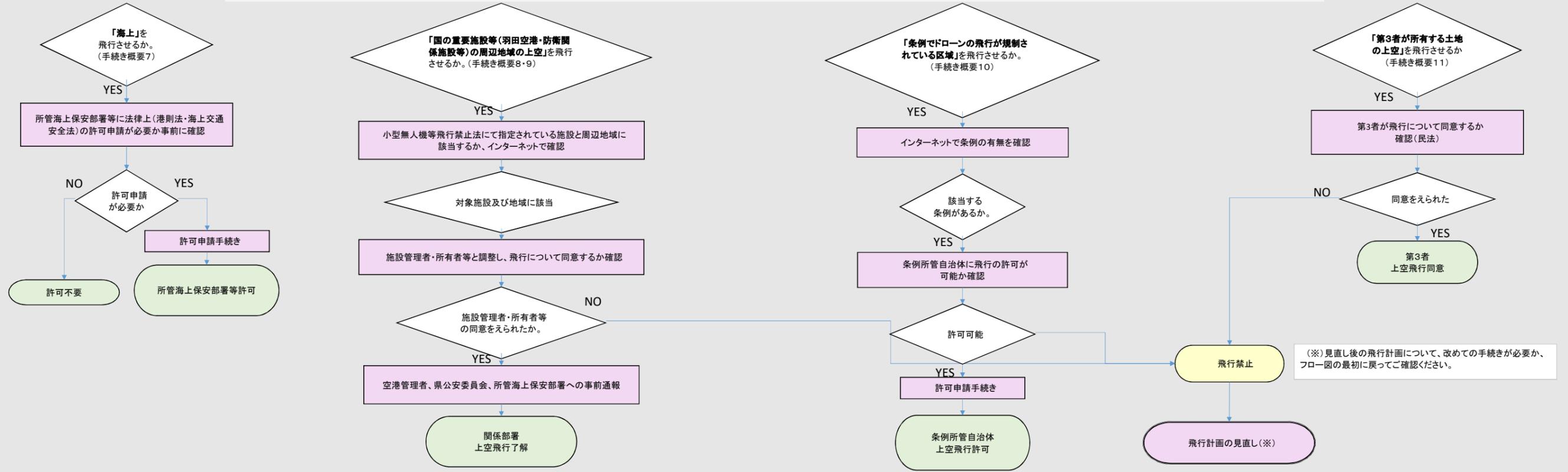
飛行計画書を県消防保安課に提出
(手続き概要6)

県消防保安課受領

高圧ガス保安法に基づく情報提供

事業所の管理下内のエリアのみの飛行の場合は、下段の黄色矢印「飛行情報共有オンラインサービス「FISS」への飛行計画情報の登録」へ

・ 以下は、「事業所の管理下外」のエリアを飛行させる場合の手続きの紹介となります。(当該フローの前提条件外)
 ・ 原則、ドローンの飛行が規制・禁止等されているエリアとなります。事前に所管部署等にご相談のうえ、飛行に必要な手続きを行ってください。(別添「各種手続き概要」参照)



【無人航空機による事故等の情報提供先】(手続き概要16)
 東京空港事務所(24H対応)
 電話:050-3198-2865 ・ 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

飛行に際しては、次のことに留意が必要です。
 ・ ドローンの無線機器に「技適マーク」がついていること。(電波法)
 ・ 第三者、及び第三者の所有物が映り込んだ映像をインターネットに掲載しないこと。(個人情報保護、肖像権など)(手続き概要13)